



◇ご家庭向け事務室だより◇

オフィス三中
令和6年10月発行 第12号
第三中学校地区共同学校事務室

◆就学援助制度について◆

伊勢崎市では、経済的な理由により就学させることが困難な家庭に対し、学校生活に必要な費用の一部を市が援助する「就学援助」という制度があります。援助を希望される保護者の申請に基づいて、教育委員会でご家族の生活状況等を審査し、援助の可否を決定します。

○就学援助制度が受けられる基準

- 世帯全員の所得が、教育委員会の定める基準を下回り援助を必要とする方
- 生活保護家庭に準ずる程度の経済状況である家庭



○援助内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、医療費、PTA会費、児童生徒会費、クラブ活動費、オンライン学習通信費があり、教育委員会が定めた単価に基づき援助します（学校への支払いは免除されません）

○就学援助費の申請

- 申請書に記入していただき、必要書類を添付することになります。
教育委員会学務課学事係または学校へお申し出ください。
問い合わせ先：学務課学事係 TEL0270-27-2787（または各小中学校へ）

※就学援助制度の詳細については、伊勢崎市ホームページをご覧ください。

伊勢崎市 就学援助



◆学校給食費について◆

学校給食費は、給食材料費のみ保護者の皆様に負担していただき、人件費や光熱水費などは学校給食法に基づき伊勢崎市が負担しています。学校給食費の未納が発生すると学校給食事業に支障が生じてしまいますので、口座引き落とし日までに残高の確認をお願いします。

口座引き落とし月額	
小学校	3,700円
中学校	4,500円 (3月のみ 3,500円)



◇口座引き落とし日：毎月末日（末日が土日祝日の場合、翌営業日）※12月のみ25日
問い合わせ先：健康給食課学校給食係 TEL0270-75-2517